

平成 1 7 年実績評価計画書

国家公安委員会・警察庁
平成 1 6 年 1 2 月

はじめに

基本目標 1 生活の安全と平穏を確保する

- 業績目標 1 警察安全相談の充実強化
- 業績目標 2 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案への適切な対応の推進
- 業績目標 3 安全・安心まちづくりの推進
- 業績目標 4 地域住民に身近な犯罪の予防・検挙活動の推進
- 業績目標 5 少年非行防止総合対策の推進
- 業績目標 6 風俗営業の健全化と風俗環境の浄化
- 業績目標 7 環境犯罪対策の推進
- 業績目標 8 正常な経済活動を確保するための諸対策の推進

基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

- 業績目標 1 重要犯罪に対する捜査等の推進
- 業績目標 2 特定重要窃盗犯に対する捜査の推進
- 業績目標 3 政治的・構造的不正の追及の強化
- 業績目標 4 告訴・告発への取組みの強化
- 業績目標 5 科学的・合理的な捜査の推進

基本目標 3 犯罪組織の弱体化及び壊滅を図る

- 業績目標 1 民事介入暴力対策の強化
- 業績目標 2 資金源対策の徹底
- 業績目標 3 暴力団等が市民社会に及ぼす危険の除去
- 業績目標 4 薬物密輸・密売事犯の取締りの強化
- 業績目標 5 けん銃密輸・密売事犯の取締りの強化
- 業績目標 6 来日外国人犯罪対策の推進

基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する

- 業績目標 1 交通安全教育及び交通安全活動の推進
- 業績目標 2 きめ細かな運転者施策の推進
- 業績目標 3 交通秩序を確立するための施策の推進
- 業績目標 4 暴走族対策の推進
- 業績目標 5 道路交通環境の整備の推進

基本目標 5 国の公安を維持する

- 業績目標 1 的確な警備措置の推進
- 業績目標 2 警備犯罪取締りの推進

基本目標 6 犯罪被害者を支援する

- 業績目標 被害者支援のための環境整備の推進

基本目標 7 情報セキュリティを確保する

- 業績目標 サイバー犯罪、サイバーテロ対策の推進

はじめに

国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画においては、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式の3類型を、国家公安委員会及び警察庁における基本的な政策評価の方式とし、そのうち実績評価方式による評価については、毎年実績評価計画書を作成し、公表することとしている。

国家公安委員会及び警察庁における実績評価方式は、警察行政における主要な目標（基本目標）を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を選択し、業績目標の実現状況を把握するために設定した業績指標を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価するものである。

平成17年においては、7の基本目標と28の業績目標について、業績目標ごとに定めた業績指標を測定することにより、各業績目標の実現状況を把握することとする。

また、各業績目標の実現状況の評価については、原則として評価期間が終了した後、評価期間中の業績指標の測定結果についての分析を行うことにより、実施することを予定しているが、業績指標に定量的指標を用いたものの評価については、単に数値の改善のみを求めることのないように留意することとする。

なお、社会情勢の変化等に伴い、評価期間の途中に、業績目標等の変更を行うことがあり得る。

基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

業績目標 1 警察安全相談の充実強化

(説明)

警察に寄せられた相談の取扱件数が急増していることから、警察安全相談員の配置等による体制の整備や、相談担当職員に対する教育の徹底及び関係機関との連携の強化等を行うことにより、住民からの相談に的確に対応し、犯罪等による被害の未然防止等の徹底を図る。

警察安全相談業務とは、市民生活の安全に関する相談に応じ、防犯その他の警察目的を達成する見地から、個々の事案の解決又は解決への支援をする活動である。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 警察に寄せられた相談について、取扱件数の継続的な測定及び相談の対応事例の把握などにより、その対応状況を把握する。

相談取扱状況の推移

平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
343,663	744,543	930,228	1,058,772	1,519,156

警察総合相談室、警察本部警察安全相談窓口及び警察署警察安全相談窓口における取扱件数

- 2 県や市の相談機関、弁護士会、医師会等関係機関との連携により解決した事例や連絡協議会の開催等の連携状況を継続的に把握する。

政策所管課：生活安全企画課

基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

業績目標 2 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案への適切な対応の推進

(説明)

警察職員に対し、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の特性等に関する理解を深めるための研修、啓発を行い、関係機関・団体等との連携を強化することにより、被害者の立場に立った適切な対応を推進し、犯罪等の未然防止の徹底を図る。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「ストーカー規制法」という。)に基づく検挙・警告件数等を継続的に測定する。

検挙・警告等の件数

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
警告	117件	871件	965件	1,169件
仮の命令	0件	0件	0件	0件
禁止命令等	2件	36件	32件	24件
命令違反検挙	0件	11件	8件	7件
ストーカー行為罪検挙	22件	131件	170件	185件

平成12年については、ストーカー規制法施行(平成12年11月24日)後、平成12年12月末日までの約1か月間余における件数である。

- 2 ストーカー規制法に基づく援助について、実施件数を継続的に測定する。
援助の実施件数(延べ数)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
援助の実施	80件	719件	677件	856件

平成12年については、上記業績指標1と同期間中の件数である。

- 3 配偶者からの暴力事案について、警察で対応した際に作成する「配偶者からの暴力相談等対応票」の作成件数を継続的に測定するなどにより、対応状況を把握する。

「配偶者からの暴力相談等対応票」の作成件数

30,316件(平成13年10月～平成15年12月末)

- 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に係る保護命令違反の検挙件数を継続的に測定する。

保護命令違反の検挙件数

84件(平成13年10月～平成15年12月末)

- 5 県や市の相談機関、弁護士会、医師会等関係機関との連携により対応した事例や連絡協議会の開催等の連携状況を継続的に把握する。

政策所管課：生活安全企画課

基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

業績目標 3 安全・安心まちづくりの推進

(説明)

街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)の整備・運用、関係機関・団体等との連携による犯罪防止に配慮した道路・公園・共同住宅等の普及、広報啓発活動等を行うことにより、犯罪被害に遭いにくい環境を確保し、住民が安全に、かつ、安心して暮らせる地域社会を実現する。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)(1)設置区域における街頭犯罪(2)の発生状況、スーパー防犯灯の活用状況及び住民の安心感の度合いを把握する。
- 2 防犯基準等(3)に適合した共同住宅等の普及状況及び犯罪の発生状況を把握する。
- 3 関係機関、団体等との連携状況を把握する。
 - 1 「スーパー防犯灯」とは、非常用赤色灯、非常ベル、防犯カメラ、インターホン等を装備した緊急時に警察に直接通報できる防犯灯をいう。
 - 2 ここでは、道路上で発生した強盗、強姦、強制わいせつ、略取誘拐、ひったくり等とする。
 - 3 平成12年2月24日に警察庁において策定した「道路、公園、駐車場及び公衆便所に係る防犯基準」及び平成13年3月23日に国土交通省と共同で策定した「共同住宅に係る防犯上の留意事項」(警察庁ホームページ「生活安全の確保」参照)をいう。

参考指標

全国における街頭犯罪の認知件数

	11年	12年	13年	14年	15年
強盗	1,652	2,154	2,629	3,024	3,043
強姦	252	357	328	373	350
強制わいせつ	1,954	2,922	3,916	4,102	4,304
ひったくり	40,049	44,884	49,481	51,496	45,004

上記「街頭」とは、犯罪統計上の「道路上」をいう。

全国における侵入窃盗・侵入強盗の認知件数

	11年	12年	13年	14年	15年
侵入窃盗	260,981	296,486	303,698	338,294	333,233
うち)共同住宅()	52,165	68,170	68,841	80,262	80,385
侵入強盗	1,649	1,786	2,335	2,436	2,865
うち)共同住宅()	166	174	186	195	488

上記「共同住宅」とは、犯罪統計上の「中高層(4階建以上)住宅」及び「その他の住宅」をいう。

政策所管課：生活安全企画課

基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

業績目標 4 地域住民に身近な犯罪の予防・検挙活動の推進

(説明)

刑法犯認知件数が増加するなど治安情勢が悪化していることから、地域警察官の職務執行能力の向上・強化、パトロールの強化と空き交番対策の推進、住民が不安を感じる問題の把握・解決活動の推進により、地域社会における安全と安心を確保する。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 地域警察官による刑法犯検挙人員を継続的に測定する。

地域警察官による刑法犯検挙人員

	11年	12年	13年	14年	15年
検挙人員	248,111	232,481	246,672	269,501	307,228

- 2 地域警察官の職務質問による刑法犯検挙件数を継続的に測定する。

職務質問による刑法犯検挙件数

	11年	12年	13年	14年	15年
検挙件数	123,307	100,965	107,775	117,012	142,947

- 3 職務質問技能指導員の活動状況を把握する。

- 4 交番の警察官配置状況を継続的に測定する。

一交番当たりの平均配置人員

	11年	12年	13年	14年	15年
配置人員	6.8	6.6	6.6	6.6	6.7
交番勤務員数	44,141	43,146	43,069	43,364	43,860
交番数	6,487	6,502	6,513	6,528	6,556

空き交番になる可能性の高い交番()数及びその割合

	12年	13年	14年	15年
全交番数	6,502	6,513	6,528	6,556
空き交番になる可能性の高い交番数	2,499	2,454	2,560	2,435
全交番数に占める割合	38.4%	37.7%	39.2%	37.1%

空き交番になる可能性の高い交番

配置人員5人以下(四交替制で運用している警視庁の交番については、7人以下)の交番をいう。配置人員5人以下(7人以下)の交番では、三(四)交替制で運用した場合に、一当務の警察官の配置人員が0人又は1人になることがあり、一当務の警察官の配置人員が1人の場合、当該警察官がパトロール等を行っているときには、交番に警察官が不在となる。

交番の警察官の不在が常態化しているいわゆる空き交番の数及びその割合(平成16年以降)

いわゆる空き交番の数

全交番数から、一当務2人以上の警察官が配置されている交番(一当務2人以上の警察官が配置されていても不在が常態化している交番を除く。)及び警察事象が少なく、十分な

補完措置がとられている交番（一当務 1 人以上の交替制の警察官及び日勤制の交番所長等又は交番相談員の配置がある交番、一当務 3 人以上（交番相談員を含む。）の日勤制交番及び駐在型交番）の数を除いた交番数

5 交番相談員（ ）の配置箇所を継続的に測定する。

交番相談員が配置されている交番数

	11年	12年	13年	14年	15年
配置箇所	1,480	1,824	2,090	2,178	2,270

交番相談員：警察官がパトロール等の所外活動中でも交番を訪れた住民に対応できるように、都市部の主要な交番に警察官 O B 等を配置しているもの。地理案内、遺失・拾得届の受理、自転車盗等の被害届の取扱い等を行っている。

6 交番・駐在所連絡協議会等により把握した問題等の解決状況を把握する。

参考指標

刑法犯認知件数

	11年	12年	13年	14年	15年
認知件数	2,165,626	2,443,470	2,735,612	2,853,739	2,790,136

刑法犯検挙人員

	11年	12年	13年	14年	15年
検挙人員	315,355	309,649	325,292	347,558	379,602

政策所管課：地域課

基本目標 1 生活の安全と平穏を確保する

業績目標 5 少年非行防止総合対策の推進

(説明)

最近の少年非行情勢は、殺人、強盗等の凶悪犯が依然として深刻な状況にあるほか、暴行、傷害、恐喝等の粗暴犯が依然として高水準で推移するなど、非行の凶悪・粗暴化の状況がうかがえることから、非行集団等に対する取締りを強化するとともに、非行集団等の解体や構成員の補導及び立直り対策を推進し、少年により敢行される凶悪・粗暴な犯罪の予防対策を推進する。

また、少年による薬物乱用が依然として深刻な状況にあることから、薬物乱用少年の発見・補導等の強化、教育委員会、学校等との連携の強化、家庭・地域に対する広報啓発活動の強化等を行うことにより、少年の薬物乱用防止対策を推進する。

さらに、児童買春・児童ポルノ事犯など、少年の福祉を害する犯罪(福祉犯)を積極的に取り締まるとともに、被害児童の保護のため、少年補導職員によるカウンセリングや継続的な支援等を推進するほか、いわゆる出会い系サイトの利用に起因する児童買春等の犯罪が増加していることから、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)を適切に施行するなど、有害環境浄化対策を推進する。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 刑法犯少年(うち、凶悪犯、粗暴犯及びひったくり)検挙人員、少年相談件数及び補導人員の推移を継続的に測定する。

刑法犯少年検挙人員等の推移

	11年	12年	13年	14年	15年
検挙人員	141,721	132,336	138,654	141,775	144,404
凶悪犯	2,237	2,120	2,127	1,986	2,212
路上強盗	1,111	1,122	1,103	1,027	1,227
粗暴犯	15,930	19,691	18,416	15,954	14,356
ひったくり	2,420	2,179	2,190	2,166	1,957
相談件数	96,962	107,330	94,013	87,678	89,886
補導人員	1,008,362	885,775	971,881	1,122,233	1,298,568

- 2 少年サポートセンターによる街頭補導活動、被害少年支援活動等の状況を把握する。
- 3 少年サポートセンター等による少年の居場所づくりの推進等による立直り支援活動等の状況及び少年警察ボランティア活動の活性化の状況を把握する。
- 4 学校、児童相談所、少年補導センター等関係機関と共同して行う被害児童等に対するカウンセリング、有害環境浄化活動等の連携状況を把握する。
- 5 覚せい剤事犯、シンナー等乱用による少年の検挙人員及び薬物乱用に係る不良行為による補導人員の推移を継続的に測定する。

覚せい剤事犯による少年の検挙人員の推移

	11年	12年	13年	14年	15年
総数	996	1,137	946	745	524
中学生	24	54	45	44	16
高校生	81	102	83	65	36
中高生の割合(%)	10.5	13.7	13.5	14.6	9.9

シンナー等乱用による少年の検挙人員の推移

	11年	12年	13年	14年	15年
総数	4,184	3,417	3,071	2,751	2,835
中学生	570	462	407	351	291
高校生	759	624	535	458	463
中高生の割合(%)	31.8	31.8	30.7	29.4	26.6

- 6 薬物乱用防止教室の開催実績、薬物乱用防止広報車の活用実績、薬物乱用に関する相談受理件数を継続的に測定する。
- 7 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)の施行状況を把握する。
- 8 フィルタリングシステムの普及・促進を図るための広報啓発、ボランティアによる有害環境浄化活動の推進状況を把握する。
- 9 暴力団等が関与する事犯、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。)違反等の福祉犯取締りの推進状況を把握する。

福祉犯の法令別暴力団等関係者の関与状況(平成15年)

区分	総数	児童福祉法	売春防止法	職業安定法	労働基準法	風営適正化法	劇毒物取及び	覚せい剤取締法	青少年保護育成条例	児童買春・児童ポルノ禁止法	その他
検挙人員(人)	6,019	592	94	121	55	833	645	261	1,775	1,374	269
うち暴力団等関係者	551	134	12	26	5	77	28	85	99	78	7
関与率(%)	9.2	22.6	12.8	21.5	9.1	9.2	4.3	32.6	5.6	5.7	2.6
構成比(%)	100.0	24.3	2.2	4.7	0.9	14.0	5.1	15.4	18.0	14.2	1.3

児童買春・児童ポルノ禁止法の検挙状況の推移

区分	件数						人員					
	計	児童買春		児童ポルノ		計	児童買春		児童ポルノ			
		うちテレホンクラブ営業に係るもの	うち出会い系サイト利用に係るもの	うちインターネット利用に係るもの	うちテレホンクラブ営業に係るもの		うち出会い系サイト利用に係るもの	うちインターネット利用に係るもの				
15	1,945	1,731	212	791	214	102	1,374	1,182	174	568	192	100
14	2,091	1,902	478	787	189	140	1,366	1,201	356	493	165	104
増減数	146	171	266	4	25	38	8	19	182	75	27	4
増減率	7.0	9.0	55.6	0.5	13.2	27.1	0.6	1.6	51.1	15.2	16.4	3.8

参考指標

少年(14歳から19歳までの少年)人口の推移

	11年	12年	13年	14年	15年
少年人口(千人)	9,083	8,862	8,684	8,513	8,269

(厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」による)

政策所管課：少年課

基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

業績目標 6 風俗営業の健全化と風俗環境の浄化

(説明)

最近の風俗情勢は、派遣型売春事犯やいわゆるカジノバーにおける賭博事犯が横行するとともに、売春やわいせつビデオ販売を目的とするピンクビラが街頭のみならず一般家庭にまで溢れ、外国人に係る風俗関係事犯の検挙件数も目立っている。そこで、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の積極的な運用により、風俗営業の健全化と風俗環境の浄化に努める。

評価期間 3年間(平成15年から17年まで)

業績指標

- 1 風俗営業について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営適正化法」という。)に基づく行政処分件数を継続的に測定するなどにより、その行政処分状況を把握する。

風営適正化法に基づく行政処分件数の推移

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
許可取消し処分	40	34	53	104	152
停止処分	198	185	248	257	331
指示処分	1,510	1,453	2,327	2,581	3,088

- 2 風俗関係事犯について、検挙件数を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

禁止区域等での店舗型性風俗特殊営業による風営適正化法違反

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
検挙件数(件)	254	240	321	608	557
検挙人員(人)	378	334	491	880	893

店舗型性風俗特殊営業：個室付浴場業・ストリップ劇場・アダルトショップ等の営業をいう。

違反形態別による風営適正化法違反の検挙状況の推移

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
総件数(件)	2,150	1,646	1,627	1,785	1,890
年少者使用(件)	649	542	463	444	421
禁止区域等営業(件)	283	245	347	622	601

年少者使用：営業所において18歳未満の者を客の接待をさせる業務等に従事させることをいう。

禁止区域等：学校、図書館、児童福祉施設等の周囲200メートルの区域及び条例で指定された禁止地域をいう。

遊技機使用賭博事犯の検挙状況

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
検挙件数(件)	108	150	113	95	81
検挙人員(人)	632	989	933	873	638
押収賭金(万円)	16,000	19,000	33,000	42,000	18,000

- 3 売春関係事犯について、検挙件数を継続的に測定することなどにより、その検

挙状況を把握する。

派遣型売春事犯の検挙状況の推移

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
検挙件数(件)	2,980	2,496	2,466	2,554	2,069
検挙人員(人)	777	702	758	809	750

街娼型売春事犯の検挙状況の推移

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
検挙件数(件)	367	345	278	234	230
検挙人員(人)	363	354	277	227	231

派遣型売春：売春を周旋した者、又は売春の周旋をする目的で人を売春の相手方となるよう勧誘すること等をいう

街娼型売春：公衆の目にふれるような方法等で、人を売春の相手方となるように勧誘すること等をいう。

4 関係機関・団体やボランティアとの連携によりピンクビラ等の除去活動を行った事例等を把握する。

5 風俗関係事犯に関与した外国人女性の人数を継続的に測定することなどにより、その検挙状況を把握する。

風俗関係事犯に関与した外国人女性の数

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
検挙人員(人)	1,437	1,190	1,193	1,338	1,873

政策所管課：生活環境課

基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

業績目標 7 環境犯罪対策の推進

(説明)

産業廃棄物の不法投棄事犯等の環境犯罪が依然として多発していることから、その取締りや、環境犯罪を抑止し環境破壊の拡大を防止するための取組みを強化することにより、環境保全を求める国民の要望にこたえる。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 産業廃棄物事犯について、検挙件数を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

産業廃棄物事犯の検挙件数

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
検挙件数	1,095	924	1,343	1,314	1,614

(単位：件)

(参考)

産業廃棄物事犯の検挙事件数

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
検挙事件数	379	388	516	683	679

(単位：事件)

事件単位ごとに計上した件数であり、一連の捜査で複数の件数の犯罪を検挙した場合には1事件として数える。

- 2 産業廃棄物の不法投棄件数を継続的に測定する。

産業廃棄物の不法投棄件数(出典：環境省資料)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
不法投棄件数	1,197	1,049	1,027	1,150	934

(単位：件)

- 3 環境行政部局との連携による産業廃棄物事犯の原状回復事例等を把握する。

参考指標

産業廃棄物の不法投棄量(出典：環境省資料)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
不法投棄量	42.4	43.3	40.3	24.2	31.8

1 1件当たりの投棄量が10トン以上のものの総量である。(単位：万トン)

2 不法投棄量は各年度に新たに不法投棄された量である。

政策所管課：生活環境課

基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

業績目標 8 正常な経済活動を確保するための諸対策の推進

(説明)

国民の日常生活に関係が深く、経済活動等を侵害し又は侵害するおそれのある犯罪は、現下の社会・経済情勢を反映して深刻化している。そこで、この種事犯のうち、ヤミ金融事犯、特定商取引等事犯、知的財産権侵害事犯等の国民の関心が高い事犯の取締りや関係機関・団体と連携した被害者対策・広報啓発活動を推進する。

評価期間 3年間(平成15年から17年まで)

業績指標

- 1 ヤミ金融事犯()について、検挙事件数、検挙人員を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

ヤミ金融事犯の検挙状況の推移

	H11	H12	H13	H14	H15
検挙事件数	149	168	210	238	556
検挙人員	321	461	517	446	1,246

ヤミ金融事犯とは、出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律(出資法)違反(高金利)事件及び貸金業の規制等に関する法律(貸金業法)違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、暴行、脅迫等をいう。

- 2 ヤミ金融事犯について、被害人員、被害額等を継続的に測定するなどにより、その被害の発生状況を把握する。

ヤミ金融事犯被害の発生状況の推移

	H11	H12	H13	H14	H15
被害人員等	62,758	49,663	79,454	122,115	321,841
被害額等	180億7,659万円	160億3,609万円	186億7,510万円	159億8,384万円	322億3,639万円

- 3 特定商取引等事犯()について、検挙事件数、検挙人員を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

特定商取引等事犯の検挙状況の推移

	H11	H12	H13	H14	H15
検挙事件数	91	97	116	107	65
検挙人員	290	300	282	279	204

訪問販売、通信販売、電話勧誘販売等の消費者取引に係る特定商取引に関する法律違反、詐欺、恐喝等の事案をいう。

- 4 特定商取引等事犯について、被害人員、被害額等を継続的に測定するなどにより、その被害の発生状況を把握する。

特定商取引等事犯の発生状況の推移

	H11	H12	H13	H14	H15
被害人員等	174,306	63,190	26,532	55,689	41,784
被害額等	159億6,806万円	1,049億7,116万円	51億3,723万円	170億8,451万円	79億829万円

- 5 知的財産権侵害事犯について、検挙事件数、検挙人員を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移

	H11	H12	H13	H14	H15
検挙事件数	153	193	173	246	245
検挙人員	322	431	340	435	431

- 6 知的財産権侵害事犯について、ネットワーク利用事犯の検挙事件数、検挙人員を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

ネットワーク利用事犯の検挙状況の推移

	H11	H12	H13	H14	H15
検挙事件数	24	36	43	51	74
検挙人員	51	49	69	66	111

- 7 弁護士会、都道府県等との合同相談会の開催、権利者と連携した広報啓発活動等関係機関・団体との連携状況を継続的に把握する。

「検挙事件数」とは、事件単位ごとに計上した件数であり、一連の捜査で複数の件数の犯罪を検挙した場合には1事件として数える。

参考指標

知的財産権侵害疑義物品の輸入差止実績（財務省）

	H11	H12	H13	H14	H15
件数	1,794	1,598	2,812	6,978	7,412
点数	993,565	1,099,001	1,009,958	992,908	771,306

偽ブランド品の輸入・国内生産別状況

国内外別	H11	H12	H13	H14	H15
輸入	40,531	194,270	1,910,865	31,787	71,310
国内生産	16,301	428	0	9,804	0
不明	5,312	7,826	12,298	23,770	20,329
合計	62,144	202,524	1,923,163	65,361	91,639

政策所管課：生活環境課

基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

業績目標 1 重要犯罪（ ）に対する捜査等の推進

重要犯罪とは、殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐及び強制わいせつをいう。

(説明)

重要犯罪については、平成10年以降、増加傾向が顕著であり、凶悪性、悪質性及び被害の重大性等から国民の治安に対する不安感を著しく増大させている。これら国民が真に解決を望んでいる重要犯罪に捜査の重点を置き、当該犯罪の抑止に資する的確な捜査を推進する。

また、これら重要犯罪においても、急激な社会情勢の変化や自動車の利用等、広域化・スピード化が進んでおり、数府県にまたがって敢行されるものが少なくない。これらに的確に対応していくために、捜査用資機材の充実、捜査支援システムの効果的な活用を推進するとともに、一層の合同・共同捜査を推進しつつ、府県警察相互間の連携を強化していくための制度、体制の在り方等について検討を進めていく。

重要犯罪の認知件数の増加要因としては、強盗及び強制わいせつの増加によるところが大きいが、その中でも、コンビニエンスストアを対象とした強盗事件は、模倣性が強く、今後も多発することが懸念されることから、これを対象とした強盗事件の未然防止のため、防犯基準に基づいた防犯指導等の防犯対策を強力に推進する。

評価期間 3年間（平成15年から17年まで）

業績指標

- 1 重要犯罪の認知・検挙状況を継続的に測定することにより、その検挙状況を把握する。

重要犯罪罪種別認知件数・検挙人員・検挙件数

		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
認知件数	総数	14,682	18,281	21,530	22,294	23,971
	殺人	1,265	1,391	1,340	1,396	1,452
	強盗	4,237	5,173	6,393	6,984	7,664
	放火	1,728	1,743	2,006	1,830	2,070
	強姦	1,857	2,260	2,228	2,357	2,472
	略取・誘拐	249	302	237	251	284
	強制わいせつ	5,346	7,412	9,326	9,476	10,029
検挙件数	総数	10,491	11,049	11,418	11,186	12,362
	殺人	1,219	1,322	1,261	1,336	1,366
	強盗	2,813	2,941	3,115	3,566	3,855
	放火	1,458	1,372	1,540	1,234	1,448
	強姦	1,369	1,540	1,404	1,468	1,569
	略取・誘拐	244	272	211	215	231
	強制わいせつ	3,388	3,602	3,887	3,367	3,893
検挙人員	総数	9,307	9,954	9,905	10,029	10,786
	殺人	1,313	1,416	1,334	1,405	1,456
	強盗	3,762	3,797	4,096	4,151	4,698
	放火	750	789	783	815	866
	強姦	1,392	1,486	1,277	1,355	1,342
	略取・誘拐	164	180	179	173	151
	強制わいせつ	1,926	2,286	2,236	2,130	2,273

上記の数値は、未遂罪及び予備罪（強姦及び強制わいせつについて未遂罪）を含む。

(参考)

重要犯罪罪種別検挙率

		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
検 挙 率	総数	71.5	60.4	53.0	50.2	51.6
	殺人	96.4	95.0	94.1	95.7	94.1
	強盗	66.4	56.9	48.7	51.1	50.3
	放火	84.4	78.7	76.8	67.4	70.0
	強姦	73.7	68.1	63.0	62.3	63.5
	略取・誘拐	98.0	90.1	89.0	85.7	81.3
	強制わいせつ	63.4	48.6	41.7	35.5	38.8

上記の数値は、未遂罪及び予備罪（強姦及び強制わいせつについて未遂罪）を含む。

- 2 広域化する犯罪に対応するための捜査用資機材の整備状況を把握する。

自動車ナンバー自動読取システムの整備状況

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
整備数	535	540	550	580	580

自動車ナンバー自動読取システムとは、走行中の自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合するシステムである。

- 3 共同・合同捜査（ ）の実施による検挙状況を把握する。

「合同捜査」とは、広域重要犯罪の発生時に、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行うものであり、「共同捜査」は、指揮系統の一元化までは行わないが、捜査事項の分担やその他捜査方針の調整を図りつつ捜査を行うものである。

- 4 コンビニエンスストアを対象とした侵入強盗事件の認知・検挙状況を継続的に測定する。

コンビニエンスストアを対象とした強盗事件の認知・検挙状況

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
認知件数（件）	340	394	527	468	742
検挙件数（件）	173	188	163	225	259

(参考)

コンビニエンスストアを対象とした強盗事件の検挙率

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
検挙率（％）	50.9	47.7	30.9	48.1	34.9

- 5 コンビニエンスストアの防犯対策の推進状況を把握する。

政策所管課：捜査第一課・刑事企画課・生活安全企画課

基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

業績目標 2 特定重要窃盗犯（ ）に対する捜査の推進

侵入盗のうち侵入手段としていわゆるピッキング用具を使用するもの、組織的に敢行される自動車盗及び少年等によるひったくりをいう。

(説明)

窃盗犯の中でも特に悪質性が高く、増加傾向がうかがわれる特定重要窃盗犯に捜査の重点を置き、関係機関との連携による総合的な体制を整えること等を通じて、的確な捜査を推進する。

これまでに、「国際組織犯罪等対策に係る今後の取組みについて」(平成13年8月29日国際組織犯罪等対策推進本部決定)に盛り込まれたピッキング用具使用の組織的窃盗及び自動車の盗難・盗難自動車の不正輸出に関する各種施策の推進や組織窃盗対策捜査用資機材の整備、捜査体制の整備を進めているところであるが、今後とも、関連機関との連携等により、的確な捜査をより一層推進していく。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

1 特定重要窃盗犯について、関連する事犯の認知・検挙件数を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

ピッキング用具を使用する侵入盗の認知・検挙状況の推移

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
認知件数(件)	29,211	19,568	19,121	9,351
うち、主要5都県	22,860(78.3%)	13,772(70.3%)	13,712(71.7%)	6,388(68.3%)
検挙件数(件)	-	-	4,736	3,299
うち、主要5都県	-	-	3,748(79.1%)	2,194(66.5%)
検挙人員(人)	521	380	423	244
うち、主要5都県	343(65.8%)	213(56.0%)	242(57.2%)	144(59.0%)

(参考)

検挙率(%)	-	-	24.8	35.3
--------	---	---	------	------

全国調査は平成12年から実施しているため、11年以前の数値はない。14年1月から検挙件数も調査開始。

主要5都県 = 東京、埼玉、千葉、神奈川、愛知

自動車盗の認知・検挙状況の推移

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
認知件数(件)	43,092	56,205	63,275	62,673	64,223
検挙件数(件)	15,241	11,415	13,390	12,791	11,931
検挙人員(人)	5,028	4,590	4,933	4,775	4,599

(参考)

検挙率(%)	35.4	20.3	21.2	20.4	18.6
--------	------	------	------	------	------

組織的に敢行される自動車盗については、認知件数等が計上できないため、自動車盗の認知件数等を計上している。

ひったくりの認知・検挙状況の推移

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
認知件数(件)	41,173	46,064	50,838	52,919	46,354
検挙件数(件)	20,597	14,796	12,925	18,434	14,861
検挙人員(人)	3,304	3,072	3,078	3,158	2,953
うち少年(人)	2,420	2,179	2,190	2,166	1,957

(参考)

検挙率(%)	50.0	32.1	25.4	34.8	32.1
--------	------	------	------	------	------

2 関係機関との連携状況を把握する。

参考指標

窃盗犯主要手口別認知・検挙状況(別紙参照)

政策所管課：捜査第一課

別紙・窃盗犯主要手口別認知・検挙状況

認知件数

	11	12	13	14	15
侵入盗	260,981	296,486	303,698	338,294	333,233
乗り物盗	694,375	754,939	827,593	775,435	695,791
自動車盗	43,092	56,205	63,275	62,673	64,223
オートバイ盗	242,977	253,433	242,517	198,642	154,979
自転車盗	408,306	445,301	521,801	514,120	476,589
非侵入盗	955,037	1,079,739	1,209,220	1,263,759	1,206,820
車上ねらい	294,635	362,762	432,140	443,298	414,819
すり	21,928	24,526	25,691	24,590	25,338
ひったくり	41,173	46,064	50,838	52,919	46,354
自動販売機荒し	222,328	190,490	170,470	174,718	147,878
店舗荒し	10,255	10,878	11,280	11,554	11,719
万引き	105,227	112,559	126,110	140,002	146,308
その他	259,491	332,460	392,691	416,678	414,404

(単位：件)

検挙件数

	11	12	13	14	15
侵入盗	152,984	109,128	89,456	98,335	109,920
乗り物盗	108,657	69,698	65,435	57,928	56,867
自動車盗	15,241	11,415	13,390	12,791	11,931
オートバイ盗	40,356	23,708	19,440	15,725	12,447
自転車盗	53,060	34,575	32,605	29,412	32,489
非侵入盗	299,507	228,420	212,752	247,609	267,131
車上ねらい	73,715	45,666	43,176	48,881	60,479
すり	8,189	5,012	4,412	4,400	4,149
ひったくり	20,597	14,796	12,925	18,434	14,861
自動販売機荒し	45,754	30,707	18,851	28,962	28,152
店舗荒し	3,153	1,876	1,544	1,536	1,845
万引き	88,532	87,366	92,319	101,445	106,925
その他	59,567	42,997	39,525	43,951	50,720

(単位：件)

検挙率

	11	12	13	14	15
侵入盗	58.6%	36.8%	29.5%	29.1%	33.0%
乗り物盗	15.6%	9.2%	7.9%	7.5%	8.2%
自動車盗	35.4%	20.3%	21.2%	20.4%	18.6%
オートバイ盗	16.6%	9.4%	8.0%	7.9%	8.0%
自転車盗	13.0%	7.8%	6.2%	5.7%	6.8%
非侵入盗	31.4%	21.2%	17.6%	19.6%	22.1%
車上ねらい	25.0%	12.6%	10.0%	11.0%	14.6%
すり	37.3%	20.4%	17.2%	17.9%	16.4%
ひったくり	50.0%	32.1%	25.4%	34.8%	32.1%
自動販売機荒し	20.6%	16.1%	11.1%	16.6%	19.0%
店舗荒し	30.7%	17.2%	13.7%	13.3%	15.7%
万引き	84.1%	77.6%	73.2%	72.5%	73.1%
その他	23.0%	12.9%	10.1%	10.5%	12.2%

検挙人員

	11	12	13	14	15
侵入盗	15,234	13,651	13,712	13,696	14,208
乗り物盗	48,672	39,469	39,813	39,589	41,265
自動車盗	5,028	4,590	4,933	4,775	4,599
オートバイ盗	17,296	15,143	14,707	13,106	11,213
自転車盗	26,348	19,736	20,173	21,708	25,453
非侵入盗	108,241	109,490	115,394	127,440	135,930
車上ねらい	2,892	2,933	3,027	3,322	3,491
すり	967	813	770	796	836
ひったくり	3,304	3,072	3,078	3,158	2,953
自動販売機荒し	2,192	2,084	2,329	2,850	3,231
店舗荒し	969	831	744	768	1,049
万引き	85,832	86,643	91,816	100,849	105,792
その他	12,085	13,114	13,630	15,697	18,578

(単位：人)

基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

業績目標 3 政治的・構造的不正の追及の強化

(説明)

政治公務員等による汚職事件や国会議員らによる政策担当秘書給与詐取事件等、政治とカネをめぐる不正事案が相次いで顕在化する一方で、買収等の選挙違反も依然として横行しており、こうした不正が議会制度を始めとする我が国統治機構に対する国民の信頼を根底から覆すものであることから、捜査体制の整備や捜査員の育成強化に加え、不正の実態に応じて刑罰法令を幅広く適用するなどして不正の追及の強化を図る。

評価期間 3年間(平成15年から17年まで)

業績指標

1 政治的・構造的不正事案の検挙事件数を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

政治的・構造的不正事案の検挙事件数

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
贈収賄	67	64	85	73	55
談合・競売入札妨害	13	20	20	15	12
あっせん利得処罰法違反	-	-	0	1	0
政治資金規正法違反	2	1	1	4	1
合計	82	85	106	93	68

(参考)

衆議院選挙、参議院選挙及び統一地方選挙における検挙人員

ア 衆議院選挙

罪種	第43回衆議院議員総選挙(H15.11.9)		第42回衆議院議員総選挙(H12.6.25)	
	検挙人員	うち逮捕	検挙人員	うち逮捕
買収	640	142	1,133	169
自由妨害	27	23	28	17
戸別訪問	20	3	60	0
文書違反	41	0	89	3
その他	62	38	65	21
合計	790	206	1,375	210

注：いずれも選挙期日後90日現在の統計である。

イ 参議院選挙

罪種	第20回参議院議員通常選挙(H16.7.11)		第19回参議院議員通常選挙(H13.7.29)	
	検挙人員	うち逮捕	検挙人員	うち逮捕
買収	266	74	559	116
自由妨害	44	30	35	26
戸別訪問	9	0	58	0
文書違反	16	0	108	2
その他	64	36	109	49
合計	399	140	869	193

注：いずれも選挙期日後90日現在の統計である。

ウ 統一地方選挙

選挙 罪種	第15回統一地方選挙 (H15.4.13及び4.27)		第14回統一地方選挙 (H11.4.11及び4.25)	
	検挙人員	うち逮捕	検挙人員	うち逮捕
買収	3,131	492	3,725	612
自由妨害	48	40	27	22
戸別訪問	11	0	2	0
文書違反	52	5	67	1
その他	154	92	214	51
合計	3,396	629	4,035	686

注：いずれも選挙期日後90日現在の統計である。

- 2 政治的・構造的不正の追及の強化を図るための取組状況を把握する。

政策所管課：捜査第二課

基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

業績目標 4 告訴・告発への取組みの強化

(説明)

告訴・告発(知能犯罪にかかわるものに限る。以下同じ。)については、社会・経済情勢や国民の意識の変化により、平成12年以後、相談及び事件受理件数が急増していることから、国民の権利等を不当に侵害することのないよう、その取扱いの適正化と迅速的確な捜査の推進を図る。

これまでに、捜査体制の整備や捜査員の育成強化等各種取組みを推進してきたところであるが、告訴・告発事件の内容の複雑化に伴い、処理に要する手間が増大する中、捜査体制等が未だ必ずしも十分でないため、依然として多数の未処理事件を抱えていることから、引き続き捜査体制及び指導体制の強化を図るなどして、その取扱いの適正化と迅速的確な捜査をより一層強力に推進していく。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 告訴・告発の受理・処理件数を継続的に測定するなどにより、その取扱状況について把握する。

告訴・告発の受理・処理件数の推移

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
受理件数	2,372	3,449	3,319	3,035	2,547
処理件数	2,428	2,713	3,167	3,339	2,579
未処理件数	2,975	3,715	3,867	3,563	3,531

告訴・告発の処理状況の推移

	平成13年	平成14年	平成15年
受理後1年未満	2,074(65.5%)	2,041(61.1%)	1,474(57.2%)
受理後1年以上	1,093(34.5%)	1,298(38.9%)	1,105(42.8%)
合計	3,167(100.0%)	3,339(100.0%)	2,579(100.0%)

告訴・告発の未処理状況の推移

	平成13年	平成14年	平成15年
受理後1年未満	1,891(48.9%)	1,569(44.0%)	1,494(42.3%)
受理後1年以上	1,976(51.1%)	1,994(56.0%)	2,037(57.7%)
合計	3,867(100.0%)	3,563(100.0%)	3,531(100.0%)

いずれも、知能犯罪にかかわる告訴・告発の統計である。

- 2 告訴・告発の取扱いの適正化と迅速的確な捜査の推進を図るための取組状況を把握する。

政策所管課：捜査第二課

基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

業績目標 5 科学的・合理的な捜査の推進

(説明)

科学技術の急速な発展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処するため、鑑識資機材の充実、鑑識技術への最先端の科学技術の導入等を図ることにより、科学的・合理的な捜査を推進する。

これまでに、鑑識活動の強化や鑑定の高度化等の施策を行ってきたところであるが、今後とも、より一層、科学捜査のための研究を進めるなどにより、科学捜査力を強化していく。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 科学技術の発達に応じた捜査用資機材・鑑識資機材の整備状況を把握する。

出力文書解析装置の整備状況

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	合計
整備都道府県数	8	10	11	11	40
整備台数	8	10	11	11	40

「出力文書解析装置」とは、高精細のカラーキャナ、高解像度デジタルカメラ、パソコン等で構成され、カラーコピー機やカラープリンタ等で偽造された紙幣、有価証券、運転免許証などを解析して、コピー機等のメーカー、機種等を特定するための装置である。

- 2 各種捜査用資機材・鑑識資機材の活用状況を把握する。
- 3 DNA型鑑定の活用状況を把握する。

政策所管課：犯罪鑑識官

基本目標 3 犯罪組織の弱体化及び壊滅を図る

業績目標 1 民事介入暴力対策の強化

(説明)

暴力団等が組織の威力を背景に、市民生活等に介入して違法・不当な利益の獲得を図る民事介入暴力に国民が身近な不安を感じていることから、これを解消するために、関係機関・団体との連携を強化しつつ、暴力団関係相談への適切な対応、社会運動等標ぼうゴロ対策の推進等を行うことにより、民事介入暴力対策を強化し、暴力団等による違法・不当な行為から市民を守る。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 暴力団関係相談、相談を端緒とした刑事事件検挙、相談を端緒とした行政命令、責任者講習及び援助の措置について、件数を継続的に測定するなどによりその運用状況を把握する。

警察及び暴力追放運動推進センターに寄せられた暴力団関係相談の件数

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
全暴力相談	37,704	40,417	36,669	39,659	40,012
警察相談	24,669	27,473	23,097	24,025	23,202
センター相談	13,035	12,944	13,572	15,634	16,810

警察相談を端緒とした刑事事件検挙及び行政命令発出の件数

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
刑事事件検挙件数	1,743	1,661	1,322	1,368	1,199
行政命令発出件数	1,888	1,427	1,799	1,731	1,481

不当要求防止責任者数と責任者講習の実施回数

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
責任者数	256,817	272,983	294,282	319,214
責任者講習実施回数	1,616	1,577	1,734	1,619

援助の措置の件数

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
暴力団対策法に基づく援助の措置件数	143	127	(88)	130	81

平成13年の数値は暴力団対策法第13条第2号に基づく措置のみを集計したもの

- 2 民事介入暴力対策における弁護士会、暴力追放運動推進センター等との連携状況を把握する。

民事介入暴力事案に対する民事訴訟支援件数

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
民事訴訟支援件数	94	152	145	136

- 3 社会運動等標ぼうゴロ等対策の状況を把握する。

社会運動等標ぼうゴロ等の検挙状況

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
検挙件数	523	406	497	566	418

社会運動等標ぼうゴロ等とは、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、会社ゴロ等を指す。

政策所管課：暴力団対策課

基本目標 3 犯罪組織の弱体化及び壊滅を図る

業績目標 2 資金源対策の徹底

(説明)

資金獲得犯罪の検挙、不正に獲得した収益のはく奪、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)に基づく中止命令(1)及び再発防止命令(2)の発出、各種営業等からの暴力団排除等の資金源対策を徹底することにより、暴力団等の存立基盤の弱体化を図る。

- 1 「中止命令」とは、指定暴力団員等が暴力団対策法第9条の各号に定める暴力的要求行為、加入強要・脱退妨害等の禁止行為を行った場合に、その中止を命じる行政処分である。
- 2 「再発防止命令」とは、指定暴力団員等が暴力団対策法第9条の各号に定める暴力的要求行為、加入強要・脱退妨害等の禁止行為を行った場合に、その指定暴力団員等が同様の行為を反復して行うおそれがあると認めるときに、その再発を防止するために必要な事項を命令する行政処分である。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 暴力団員等による資金獲得犯罪の検挙状況を把握する。

(1) 伝統的資金獲得犯罪

暴力団構成員及び準構成員による伝統的資金源犯罪の検挙人員

年次	11年	12年	13年	14年	15年
区分					
総検挙人員	32,511	31,054	30,917	30,824	30,550
覚せい剤	7,933	7,720	7,298	6,699	6,016
恐喝	2,889	3,290	3,070	2,954	3,092
賭博	1,575	1,164	1,238	1,374	780
ノミ行為等	1,256	736	494	371	240
伝統的資金獲得犯罪検挙人員合計	13,653	12,910	12,100	11,398	10,128

暴力団構成員による伝統的資金源犯罪の検挙人員

年次	11年	12年	13年	14年	15年
区分					
総検挙人員	10,584	10,189	9,893	9,907	10,110
覚せい剤	2,225	2,122	1,949	1,896	1,786
恐喝	1,367	1,488	1,398	1,325	1,462
賭博	188	131	118	117	72
ノミ行為等	206	143	107	101	65
暴力団構成員による伝統的資金獲得犯罪検挙人員合計	3,986	3,884	3,572	3,439	3,385

「ノミ行為等」は、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反の総計を計上した。

(2) その他の資金源に対する取組み

暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数

	11年	12年	13年	14年	15年
融 資 過 程	18	19	27	9	13
債 権 回 収 過 程	84	98	74	63	63
その外の金融機関役員	0	0	0	3	0
合 計	102	117	101	75	76

暴力団構成員及び準構成員による廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の検挙人員

	11年	12年	13年	14年	15年
検挙人員	184	121	204	225	260

- 2 暴力団員等が得た違法・不当な収益の封圧及びはく奪について、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）によるマネー・ローンダリング罪の検挙件数を継続的に測定するなどにより、その推進状況を把握する。

暴力団対策部門による組織的犯罪処罰法によるマネー・ローンダリング罪の検挙件数

区 分 \ 年 次	12年	13年	14年	15年
マネー・ローンダリング合計	1	6	15	23
10条(隠匿)	1	4	9	19
11条(收受)	0	2	6	4

組織的犯罪処罰法は、平成12年2月施行のため、11年以前の数値はない。

(参考)

金融庁による金融機関等からの「疑わしい取引に関する情報」受案件数

	10年	11年	12年	13年	14年	15年
疑わしい取引に関する情報件数	13	1,059	7,242	12,372	18,768	43,768

平成12年1月までは旧麻薬特例法に基づく届出、平成12年2月以降は組織的犯罪処罰法に基づく届出の件数である。

暴力団対策部門による組織的犯罪処罰法による不法収益はく奪状況

区 分 \ 年 次	13年	14年	15年
没収件数(件)	1	2	2
没収額(円)	768,500	1,198,819	2,824,573
追徴件数	1	5	2
追徴額	5,105,000	90,804,817	2,833,000
起訴前保全件数	1	4	3
起訴前保全額	768,500	3,975,630	8,159,061

没収件数・額、追徴件数・額はそれぞれ判決確定時を基準に計上している。

- 3 暴力団対策法に基づく中止命令及び再発防止命令について、その発出件数を継続的に測定するなどにより、活用状況を把握する。

暴力団員等に対する行政命令の発出状況

	11年	12年	13年	14年	15年
中止命令	1,730	1,699	1,696	1,992	1,978
再発防止命令	23	75	64	103	86

暴力団対策法第9条、第10条、第12条の2、第12条の3、第12条の5に係るもの。

4 各種業や公共事業からの暴力団排除に係る活動状況を把握する。

暴力団関係企業の産業廃棄物処理業等の不許可・許可取消状況

年次 区分	12年	13年	14年	15年
暴力団排除状況	10	60	53	22
照会を受け回答したもの	10	46	31	14
通報したもの	0	14	22	8

平成12年は10月から12月までの数値である。

暴力団関係企業の建設業・宅地建物取引業の不許可・許可取消状況

(建設業)

年次 区分	12年	13年	14年	15年
暴力団排除状況	47	49	62	101
照会を受け回答したもの	22	24	25	29
通報したもの	25	25	37	72

(宅地建物取引業)

年次 区分	12年	13年	14年	15年
暴力団排除状況	5	2	3	6
照会を受け回答したもの	3	1	2	6
通報したもの	2	1	1	0

5 行政対象暴力の排除に係る活動状況を把握する。

政策所管課：暴力団対策課・企画分析課

基本目標 3 犯罪組織の弱体化及び壊滅を図る

業績目標 3 暴力団等が市民社会に及ぼす危険の除去

(説明)

銃器等を用いた対立抗争事件等が市民社会の大きな脅威となっていることから、暴力団対策法に基づく事務所使用制限命令の積極的活用や銃器等の取締りの徹底による対立抗争の拡大防止を図ることなどにより、暴力団等が市民社会に及ぼす危険を除去し、市民の平穏な生活を確保する。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 暴力団の対立抗争事件及び暴力団等によると見られる銃器発砲事件について、その件数を継続的に測定するなどにより、取締りの状況を把握する。

対立抗争事件及び銃器発砲事件

	11年	12年	13年	14年	15年
対立抗争事件数	11(46)	5(18)	5(81)	7(28)	7(44)
銃器発砲件数	133	92	178	112	104
銃器発砲事件検挙件数	66	47	67	43	43

特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを1事件とし、対立抗争当事者間の攻撃回数合計を括弧内に記載している。銃器発砲事件検挙件数とは、暴力団等によると見られる銃器発砲事件のうち同年中に発生かつ検挙した件数のみを示す。

- 2 暴力団対策法に基づく事務所使用制限命令について、その発出件数を継続的に測定するなどにより、その推進状況を把握する。

事務所使用制限命令発出件数

	11年	12年	13年	14年	15年
事務所使用制限命令	5	0	8	0	6

- 3 暴力団等からのけん銃の押収について、暴力団構成員及び準構成員からのけん銃押収丁数を継続的に測定することにより、その推進状況を把握する。

暴力団構成員及び準構成員からのけん銃押収丁数

	11年	12年	13年	14年	15年
けん銃押収丁数	580	564	591	327	334

- 4 組織的犯罪処罰法の加重処罰規定適用件数を継続的に測定するなどにより、取締りの状況を把握する。

暴力団対策部門による組織的犯罪処罰法の加重処罰規定適用件数

区 分		年 次			
		12年	13年	14年	15年
加 重 処 罰 合 計		6	10	10	14
内	3条1項(組織的な殺人等)	2	1	3	7
	3条2項(同上)	4	8	7	6
訳	7条(組織的犯罪に係る隠匿等)	0	1	0	1

政策所管課：暴力団対策課

基本目標 3 犯罪組織の弱体化及び壊滅を図る

業績目標 4 薬物密輸・密売事犯の取締りの強化

(説明)

我が国で乱用されている薬物のほとんどが海外から密輸入され、暴力団等の犯罪組織により密売されているものであることから、税関、入国管理局等関係機関との連携強化、コントロールド・デリバリーの積極的活用、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)の積極的な活用に向けた取り組みの強化により、薬物の不正取引を阻止し、薬物供給の遮断を図る。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

1 覚せい剤、大麻及びMDMA等錠剤型合成麻薬密輸入事犯について、押収量、大量密輸入等事犯の検挙件数及び密輸入事犯の検挙件数を継続的に測定するなどにより、その取締り状況を把握する。

MDMA 別名「エクスタシー」とも呼ばれ、本来は白色粉末であるが、様々な着色がされることが多く、文字や絵柄の刻印が入った錠剤やカプセルの形で密売されている。

平成14年のMDMA等錠剤型合成麻薬及びMDMAに関する統計には、覚せい剤とMDMAの混合錠剤に係る大量押収(1,000錠以上)事件の検挙件数及び当該事件における覚せい剤とMDMAの混合錠剤の押収量を含む。

押収量

	11年	12年	13年	14年	15年	
覚せい剤(kg)	1,975.9	1,026.9	406.1	437.0	486.8	
大麻	乾燥大麻(kg)	552.1	306.4	818.7	224.3	537.2
	大麻樹脂(kg)	199.9	183.4	72.8	244.1	267.0
MDMA等錠剤型合成麻薬(錠)	17,500	77,076	112,358	174,248	393,062	

大量(覚せい剤、大麻:1kg以上の押収、MDMA:1,000錠以上の押収)密輸入等事犯の検挙件数(単位:件)

	11年	12年	13年	14年	15年	
覚せい剤	35	24	17	9	24	
大麻	乾燥大麻	13	37	21	32	50
	大麻樹脂	35	23	13	14	35
MDMA	-	-	-	22	19	

MDMAについては、ほかの錠剤型合成麻薬事犯は含まない。

大量(1kg又は1,000錠以上の押収)密輸入等事犯には、薬物のほとんどが海外から密輸入されたものであり、1kg又は1,000錠以上の大量押収が密輸と密接な関係にあるため、密輸罪のほか、所持罪等により1kg又は1,000錠以上の薬物を押収した事件の検挙件数が含まれている。

密輸入事犯の検挙件数(単位:件)

	11年	12年	13年	14年	15年
覚せい剤	39	45	46	16	47
大麻	138	151	125	157	207
MDMA等錠剤型合成麻薬	8	19	27	25	30

2 税関、入国管理局等関係機関との水際対策に係る情報交換等の連携状況を把握する。

3 コントロールド・デリバリーについて、実施件数を継続的に測定するなどにより、その活用状況を把握する。

コントロールド・デリバリーの実施件数（単位：件）

11年	12年	13年	14年	15年
19	29	28	26	63

4 覚せい剤密売事犯について、密売に深くかかわる暴力団員等と来日イラン人による営利犯の覚せい剤事犯検挙人員を継続的に測定するなどにより、その取締り状況を把握する。

暴力団員等による覚せい剤事犯検挙人員（単位：人）

	11年	12年	13年	14年	15年
総検挙人員	18,285	18,942	17,912	16,771	14,624
うち暴力団員等	7,944	7,729	7,307	6,738	6,050
比率（％）	43.4	40.8	40.8	40.2	41.4

ここでは、暴力団員等とは、暴力団構成員及び準構成員をいう。

来日イラン人による営利犯の覚せい剤事犯検挙人員（単位：人）

	11年	12年	13年	14年	15年
来日イラン人	137	135	157	165	109
うち営利犯	37	53	50	74	41
比率（％）	27.0	39.3	31.8	44.8	37.6

営利犯とは、営利目的所持及び営利目的譲渡をいう。

5 麻薬特例法について、適用件数を継続的に測定するなどにより、その活用状況を把握する。

麻薬特例法第5条（ ）の適用件数（単位：件）

11年	12年	13年	14年	15年
18	34	18	43	32

薬物の密輸・密売等を「業とした」者を重く処罰するもの。

麻薬特例法第6条及び第7条（ ）の適用件数（単位：件）

	11年	12年	13年	14年	15年
第6条	1	2	3	0	8
第7条	0	0	0	0	2

麻薬特例法第6条 薬物犯罪により得た財産等を隠匿等した者を処罰するもの。

麻薬特例法第7条 薬物犯罪により得た財産等を收受した者を処罰するもの。

麻薬特例法第19条（ ）に基づく起訴前の没収保全命令の請求件数（単位：件）

11年	12年	13年	14年	15年
0	2	4	7	8

薬物犯罪等の没収対象財産について、没収の裁判の執行等を確保するため、起訴前に警察官等の請求により、裁判所の命令によって、没収対象財産の処分を禁止するもの。

参考指標

薬物種類別押収量・薬物事犯別検挙人員（平成11年～15年）（別紙参照）

政策所管課：薬物銃器対策課

(別紙)

薬物種類別押収量・薬物事犯別検挙人員(平成11年～15年)

薬物種類別押収量(kg)

年別 区分	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年
覚せい剤	1,975.9	1,026.9	406.1	437.0	486.8
コカイン	10.3	15.6	23.7	16.7	2.3
ヘロイン	2.0	7.0	4.3	19.1	5.1
あへん	7.4	9.0	11.4	5.7	5.2
乾燥大麻	552.1	306.4	818.7	224.3	537.2
大麻樹脂	199.9	183.4	72.8	244.1	267.0
MDMA等錠剤型合成麻薬	17,500	77,076	112,358	174,248	393,062

注1 平成14年のMDMA等の押収量は、1件1,000錠以上の大量押収事件における覚せい剤とMDMAの混合錠剤の押収量を含む。

2 MDMA等の単位は(錠)である。

薬物事犯別検挙人員(人)

年別 区分	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年
覚せい剤	18,285	18,942	17,912	16,771	14,624
麻薬・向精神薬	236	224	241	261	465
コカイン	71	57	52	40	58
ヘロイン	52	48	33	40	72
MDMA等錠剤型合成麻薬	36	69	102	117	256
あへん	119	65	44	43	50
大麻	1,124	1,151	1,450	1,748	2,032
合計	19,764	20,382	19,647	18,823	17,171

基本目標 3 犯罪組織の弱体化及び壊滅を図る

業績目標 5 けん銃密輸・密売事犯の取締りの強化

(説明)

我が国においては、押収される真正けん銃のほとんどが海外から密輸入されたものであることから、密輸・密売ルート of 解明を銃器取締りの重点の一つと位置付け、捜査支援体制の強化、関係機関とのネットワークの構築及び国際協力の確保を図り、海外からのけん銃の流入及び国内におけるその拡散を阻止し、銃器の供給の遮断を図る。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 けん銃の密輸・密売事件について、けん銃及びけん銃部品の密輸入事件に係る摘発件数・押収丁数、国内におけるけん銃の押収丁数を継続的に測定するなどにより、その摘発状況を把握する。

けん銃等密輸入事件に係る摘発件数・押収丁数

	11年	12年	13年	14年	15年
摘発件数	11	5	2	5	11
押収丁数	19	114	0	10	13

けん銃等密輸入事件には予備を含む。

けん銃押収丁数

	11年	12年	13年	14年	15年
けん銃押収丁数	1,001	903	922	747	785
真正けん銃	837	812	852	675	644
(%)	83.6	89.9	92.4	90.4	82.0
改造けん銃	164	91	70	72	141
(%)	16.4	10.1	7.6	9.6	18.0
うち暴力団構成員及び準構成員からの押収丁数	580	564	591	327	334
(%)	57.9	62.5	64.1	43.8	42.5

- 2 税関、海上保安庁、入国管理局との合同訓練、合同キャンペーン、合同サーチ等国内関係機関との連携状況を把握する。
- 3 海外の銃器取締り関係機関との情報交換等国外の関係機関との連携状況を把握する。

参考指標

銃器発砲事件の発生件数

	11年	12年	13年	14年	15年
銃器発砲件数	162	134	215	158	139

政策所管課：薬物銃器対策課

基本目標 3 犯罪組織の弱体化及び壊滅を図る

業績目標 6 来日外国人犯罪対策の推進

(説明)

近年、国際的な犯罪組織によって敢行される犯罪が多発していることから、これらの「国境を越える犯罪」に適切に対処するため、警察各部門間及び国内外の関係機関との連携強化のための体制を整えることにより、国際的な犯罪組織の実態解明、事件検挙を推進するとともに、その背景にある不法入国・不法滞在問題に適切に対応する。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 来日外国人犯罪について、検挙件数を継続的に測定するなどにより、検挙状況を把握する。

来日外国人犯罪の検挙件数

	11年	12年	13年	14年	15年
検 挙 件 数	34,398	30,971	27,763	34,746	40,615

- 2 国際犯罪組織の実態の解明状況を把握する。
- 3 不法滞在者問題について、不法残留者数及びその検挙件数を継続的に測定するなどにより、その対応状況を把握する。

不法残留の検挙件数と不法残留者推計総数

	11年	12年	13年	14年	15年
検 挙 件 数	3,771	3,111	3,369	4,122	5,818
不法残留者数	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552

(不法残留者数は法務省資料より)

- 4 国内外の関係機関との連携状況を把握する。

政策所管課：国際捜査管理官

基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する

業績目標 1 交通安全教育及び交通安全活動の推進

(説明)

参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、シートベルトの着用・チャイルドシートの使用についての普及啓発等の交通安全活動を推進することにより、国民の交通安全意識を高め、交通の安全を確保する。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 参加・体験・実践型の交通安全教育の実施状況を把握する。
- 2 高齢者に対する交通安全教育の実施状況を把握する。

(参考指標)

高齢死者数と全死者数に占める割合

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
交通事故死者数(人)	9,006	9,066	8,747	8,326	7,702
65歳以上(人)	3,143	3,166	3,216	3,144	3,109
割合(%)	34.9	34.9	36.8	37.8	40.4

人口10万人当たりの高齢死者数

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
10万人当たりの死者数(人)	7.1	7.1	6.9	6.5	6.0
65歳以上(人)	14.8	14.4	14.1	13.3	13.2

算出の基礎とした人口は、総務省統計資料「各年10月1日現在推計人口」による。
ただし、平成15年は14年10月1日現在推計人口を使用した。

- 3 シートベルトの着用者率を継続的に測定する。

過去5年間のシートベルトの着用者率

	11年	12年	13年	14年	15年
一般道路(運転席)(%)	90.7	92.3	94.0	94.7	95.3
一般道路(助手席)(%)	81.4	85.0	88.1	89.3	90.0
高速道路(運転席)(%)	91.8	93.0	95.2	95.3	96.2
高速道路(助手席)(%)	86.6	90.2	91.7	91.6	93.1

着用者率 = 交通事故死傷者中のシートベルト着用者数 ÷ 死傷者数 × 100

(参考指標)

過去5年間のシートベルト着用有無別致死率

	11年	12年	13年	14年	15年
シートベルト着用(%)	0.25	0.25	0.22	0.21	0.19
シートベルト非着用(%)	2.15	2.17	2.36	2.35	1.99
非着用 / 着用	8.6倍	8.7倍	10.9倍	11.1倍	10.6倍

致死率 = 死者数 ÷ 全死傷者数 × 100

4 チャイルドシートの使用者率を継続的に測定する。

過去4年間のチャイルドシートの使用者率

	12年	13年	14年	15年
6歳未満計(%)	44.0	56.9	59.2	57.1
0～4歳(%)	48.0	60.6	63.0	61.3
5歳(%)	25.2	38.8	40.6	37.3

0～4歳、5歳は6歳未満計の内訳を表す。

使用者率 = 交通事故死傷者中のチャイルドシート使用者数 ÷ 死傷者数 × 100

(参考指標)

過去4年間のチャイルドシートの使用有無別致死率

	12年	13年	14年	15年
チャイルドシート使用(%)	0.10	0.16	0.12	0.11
チャイルドシート不使用(%)	0.33	0.63	0.50	0.41
不使用 / 使用	3.3倍	4.1倍	4.3倍	3.9倍

致死率 = 死者数 ÷ 全死傷者数 × 100

政策所管課：交通企画課

基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する

業績目標 2 きめ細かな運転者施策の推進

(説明)

初心運転者等に係る交通事故率は、依然として高率で推移していることから、指定自動車教習所の教習水準の維持向上等のための諸施策を充実させることにより、交通の安全を確保する。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

初心運転者等に係る交通事故率()を継続的に計測する。

免許を取得した者のうち、免許取得後1年間に交通人身事故を起こした者の比率をいう。

初心運転者に係る交通事故率

免許を取得した年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
普通免許(%)	1.60	1.63	1.70	1.84	1.84	1.79
大型自動二輪免許(%)	1.18	1.29	1.41	1.53	1.48	1.38
普通自動二輪免許(%)	1.66	1.63	1.73	1.73	1.70	1.65

政策所管課：運転免許課

基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する

業績目標 3 交通秩序を確立するための施策の推進

(説明)

悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向した交通指導取締りにより、交通事故の抑止を図るとともに、交通事故事件捜査の充実強化により、多発する交通事故事件に的確に対処し、交通の安全と円滑の確保、交通秩序の確立を図る。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 悪質かつ危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数()を継続的に測定する。

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
最高速度違反	1,389	1,417	1,167	1,082	883
信号無視	323	329	366	303	315
歩行者妨害等	365	373	411	391	403
一時不停止	378	339	356	317	284
無免許運転	236	218	223	202	181

原付以上の車両の運転者が第1当事者の交通事故のうち、「最高速度違反」、「信号無視」、「歩行者妨害等」、「一時不停止」及び「無免許運転」が原因とされた交通死亡事故件数をいう。

- 2 交通死亡事故のうち飲酒運転に係るものの構成率()を継続的に測定する。

	11年	12年	13年	14年	15年
構成率(%)	15.8	15.9	15.4	13.6	11.4

原付以上の車両の運転者が第1当事者の交通死亡事故件数のうち、第1当事者が飲酒していた(身体に保有するアルコールの程度にかかわらず酒気を帯びていた)ものの比率をいう。

- 3 交通事故鑑定に関する教育・訓練の実施状況を把握する。

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
交通事故鑑定専科受講者(人)	24	84	84	84	84

平成12年度以降については28人×3回。

- 4 捜査支援資機材の整備状況を把握する。

	13年度	14年度	15年度
交通事故自動記録装置の整備(臺)	350	187	187

政策所管課：交通指導課

基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する

業績目標 4 暴走族対策の推進

(説明)

暴走族は、深夜の爆音暴走を繰り返すだけでなく、凶悪事件等も引き起こしており、取締りを重点とする暴走族対策を推進することにより、暴走行為等を抑止し、市民生活の平穏と安全を確保する。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 暴走族の構成員数を継続的に測定する。

暴走族構成員数の推移

	11年	12年	13年	14年	15年
構 成 員 数	28,652	27,764	26,360	24,669	21,184

- 2 暴走族のい集・走行回数等を継続的に測定する。

暴走族のい集・走行回数等の推移

	11年	12年	13年	14年	15年
い集・走行回数	8,572	8,916	8,682	7,430	6,239
参 加 人 員	220,697	202,834	210,408	184,857	136,155
参 加 車 両	111,146	106,565	109,846	101,118	74,865

- 3 暴走族に関する110番通報件数を継続的に測定する。

暴走族に関する110番通報件数の推移

	11年	12年	13年	14年	15年
110番通報件数	142,788	148,570	146,042	129,808	106,159

- 4 暴走族の取締状況を継続的に把握する。

暴走族の検挙状況

	11年	12年	13年	14年	15年
検 挙 人 員	104,286	96,284	93,726	85,888	79,787
うち逮捕者数	7,318	7,657	8,400	8,025	6,847

- 5 暴走族対策に関する関係機関との連携状況を把握する。

政策所管課：交通指導課

基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する

業績目標 5 道路交通環境の整備の推進

(説明)

社会資本整備重点計画(平成15年10月10日閣議決定)に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備し、道路交通の安全と円滑を確保する。

評価期間 5年間(平成15年4月から20年3月まで)

業績指標

社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)第2条第1項に規定する社会資本整備重点計画に定められた重点目標に照らして、交通人身事故発生件数の抑止、交通の円滑化、二酸化炭素排出量の削減等の交通安全施設の整備による効果を評価する。

【社会資本整備重点計画に定められた重点目標(国家公安委員会・警察庁関係部分)】

暮らし 《少子・高齢社会に対応したバリアフリー社会の形成等》

1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な信号機のバリアフリー化の割合

【信号機 約4割(H14) 約8割(H19)】

安全 《総合的な交通安全対策及び危機管理の強化》

道路交通における死傷事故率

【118件/億台キロ(H14) 約1割削減(108件/億台キロ)(H19)】

- ・あんしん歩行エリアの整備(1)により、道路管理者と連携してH19までにエリア内の死傷事故を約2割抑止
- ・事故危険箇所対策(2)の推進により、道路管理者と連携してH19までに対策実施箇所の死傷事故を約3割抑止
- ・信号機の高度化等により、H19までに死傷事故を約44,000件抑止

環境 《地球温暖化の防止》

運輸部門におけるCO₂排出削減量

【地球温暖化対策推進大綱に基づき約4,530万t-CO₂を削減(H22)】

- ・信号機の高度化等により、H19までにCO₂の排出量を約70万t-CO₂抑止

活力 《都市交通の快適性、利便性の向上》

信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間

【H19までに対策実施箇所において約1割短縮】

- 1 あんしん歩行エリアの整備：死傷事故発生割合の高い地区約1,000箇所を指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施
- 2 事故危険箇所対策：死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路約4,000箇所を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備

政策所管課：交通規制課

基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する（参考数値）

【平成15年中の交通事故発生状況】

発生件数	947,993件	前年比	+11,272件(+1.2%)
死者数(24時間以内)	7,702人	同	-624人(-7.5%)
(30日以内死者)	8,877人	同	-698人(-7.3%)
負傷者数	1,181,431人	同	+13,576人(+1.2%)
うち重傷者	75,086人	同	-3,192人(-4.1%)
うち軽傷者	1,106,345人	同	+16,768人(+1.5%)

死者数は、昭和32年以来46年振りに7千人台まで減少。交通安全対策基本法が施行された昭和45年以降では最少。
発生件数及び負傷者数は、過去最悪の記録を更新。

【平成15年中の交通死亡事故の主な特徴】

- 若者の死者が大幅に減少、高齢者の全死者に占める割合が初めて4割を超える
 若者(16~24歳) 1,039人 前年比-277人(-21.0%) 構成率13.5%
 高齢者(65歳以上) 3,109人 同-35人(-1.1%) 同40.4%
- 自動車乗車中及び原付乗車中の死者が特に減少、自動車乗車中は高齢者が若者を上回り最多
 自動車乗車中 3,028人 前年比-410人(-11.9%)
 うち高齢者 708人 同+16人(+2.3%)
 うち若者 525人 同-223人(-29.8%)
 原付乗車中 628人 同-96人(-13.3%)
- 夜間の死亡事故が大幅に減少
 3,873件 前年比-363件(-8.6%)
- 最高速度違反及び飲酒運転による死亡事故が大幅に減少
 最高速度違反 883件 前年比-199件(-18.4%)
 飲酒運転 780件 同-217件(-21.8%)

【統計】

表1 交通事故死傷者数等

	11年	12年	13年	14年	15年
交通事故発生件数(件) ¹	850,363	931,934	947,169	936,721	947,993
交通事故死者数(人) ²	9,006	9,066	8,747	8,326	7,702
30日以内交通事故死者数(人) ²	10,372	10,403	10,060	9,575	8,877
交通事故負傷者数(人)	1,050,397	1,155,697	1,180,955	1,167,855	1,181,431

¹ 人身事故のみの数であり、物損事故は含まない。

² 交通事故死者数は、交通事故発生から24時間以内、30日以内交通事故死者数は、交通事故発生から30日以内に死亡した人数をいう。

表2 年齢層別・状態別死者数

	11年	12年	13年	14年	15年
自動車乗車中	3,872	3,953	3,711	3,438	3,028
うち若者	893	898	761	748	525
うち高齢者	634	711	746	692	708
自動二輪車乗車中	743	795	813	773	725
原付乗車中	773	780	753	724	628
自転車乗用中	1,032	984	992	991	973
歩行中	2,571	2,540	2,456	2,384	2,332
うち高齢者	1,559	1,555	1,517	1,500	1,487
その他	15	14	22	16	16
若者全体	1,578	1,563	1,402	1,316	1,039
高齢者全体	3,143	3,166	3,216	3,144	3,109

表3 車両台数

区分 年	合計	自動車					二輪車
		乗用車		貨物車		その他	
		事業用	自家用	事業用	自家用		
11年	88,602,301	353,145	51,047,432	1,088,803	17,675,088	4,119,413	14,318,420
12年	89,245,093	354,398	52,319,168	1,102,808	17,258,976	4,150,736	14,059,007
13年	89,718,613	356,373	53,419,655	1,104,406	16,899,710	4,122,139	13,816,330
14年	90,106,830	363,224	54,410,693	1,095,199	16,523,870	4,067,032	13,646,812
15年	90,134,695	368,327	55,076,719	1,092,283	16,128,022	3,999,638	13,469,706

国土交通省統計資料「自動車保有車両月報（各年12月末現在）」による。

表4 道路実延長

区分 年	道路実延長			
	(km)	うち高速国道	うち改良道路	うち歩道延長
10年	1,156,371	6,402	635,064	135,556
11年	1,161,894	6,455	646,162	139,015
12年	1,166,340	6,617	654,821	142,168
13年	1,171,647	6,851	665,322	145,649
14年	1,177,278	6,915	676,481	148,924

国土交通省統計資料「道路統計年報（各年4月1日現在）」による。

表5 男女別運転免許保有者数

区分 年	運転免許 保有者数		男		女	
	保有者数	保有率	保有者数	保有率	保有者数	保有率
11年	73,792,756	69.3	43,601,205	84.5	30,191,551	55.0
12年	74,686,752	69.9	43,865,900	84.7	30,820,852	56.0
13年	75,550,711	70.2	44,143,259	84.6	31,407,452	56.6
14年	76,533,859	70.9	44,489,377	85.1	32,044,482	57.5
15年	77,467,729	71.5	44,786,148	85.4	32,681,581	58.4

保有率は、16歳以上の人口に対する運転免許保有者数の割合である。なお、算出に用いた人口は、総務省統計資料「各年10月1日現在推計人口」による。

基本目標 5 国の公安を維持する

業績目標 1 的確な警備措置の推進

(説明)

重大テロ、重大事故、大規模自然災害等重大事案に係る関係機関との連携強化、治安警備及び警衛・警護の的確な実施等により、的確な警備措置の推進を図る。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

- 1 治安警備及び警衛・警護について、実施件数を継続的に測定するなどにより、その実施状況を把握する。

治安警備及び警衛・警護の実施件数

	11年	12年	13年	14年	15年
治安警備実施件数	11,769	10,028	10,330	15,336	13,404
警衛実施件数	5,128	5,018	4,939	5,228	5,625
警護実施件数	18,432	18,931	18,631	19,010	19,711

「治安警備」とは、国の公安又は利益に係る犯罪及び政治運動、労働運動その他の社会運動に伴う犯罪が発生し、又は発生するおそれがある場合において、部隊活動により犯罪を未然に防止し、又は犯罪が発生した場合の違法状態を収拾する警備実施活動をいう。

「警衛」とは、天皇及び皇族の御身の安全を確保し、併せて歡送迎者の雑踏等による事故の防止を図ることを目的とする警察活動をいう。

「警護」とは、内外の要人についてその身に危害が及ぶのを未然に防止するための警察活動をいう。

- 2 重大事案対処に係る内閣官房、内閣府等関係機関との情報交換等の連携状況を把握する。
- 3 重大事案対処に係る各種訓練について、実施件数を継続的に測定するなどにより、その実施状況を把握する。

政策所管課：警備課・警備企画課

基本目標 5 国の公安を維持する

業績目標 2 警備犯罪取締りの推進

(説明)

主要警備対象勢力(警備犯罪を行い、又は行うおそれのある主要な対象)による各種事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により、国の公安及び利益を害する犯罪の取締りの推進を図る。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

1 警備犯罪について、検挙件数を継続的に測定するなどにより、その検挙状況を把握する。

警備犯罪の検挙件数及び検挙人員

	11年	12年	13年	14年	15年
オウム真理教関係者による 事件検挙件数・人員	18件 20人	13件 14人	9件 9人	16件 20人	9件 17人
極左暴力集団活動家による 事件検挙件数・人員	63件 113人	54件 120人	46件 68人	30件 58人	36件 66人
右翼による事件検挙件数・ 人員	1,012件 1,348人	1,195件 1,584人	1,457件 1,982人	1,691件 2,217人	1,655件 2,099人
右翼による「テロ、ゲリラ」 事件検挙件数・人員	9件 10人	1件 1人	4件 4人	2件 2人	2件 2人
出入国管理及び難民認定法 違反送致件数・人員	7,564件 6,542人	6,186件 5,298人	7,244件 6,177人	8,255件 7,045人	10,854件 9,579人
外国人登録法違反送致件数 ・人員	337件 144人	238件 76人	173件 14人	171件 20人	166件 17人
集団密航事件検挙件数・人 員(警察扱い)	27件 387人	19件 78人	37件 173人	23件 141人	25件 112人

2 主要警備対象勢力による各種事案への対処の状況を把握する。

3 入国管理局との合同摘発等関係機関との連携の状況を把握する。

政策所管課：警備企画課

基本目標 6 犯罪被害者を支援する

業績目標 被害者支援のための環境整備の推進

(説明)

犯罪被害者は、生命・身体・財産等に対する直接的被害だけでなく、精神的苦痛や経済的被害等の二次的被害を被っており、様々な場面において支援・保護を必要としていることから、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の適正な運用、関係機関・団体等との連携、施設等の整備により、きめ細かな被害者支援を推進する。

評価期間 5年間(平成13年から17年まで)

業績指標

1 犯罪被害給付制度の運用状況を把握する。

犯罪被害給付制度の運用状況

区分		年別				
		11年	12年	13年	14年	15年
被害者数 (申請者数)		222 (349)	290 (447)	307 (499)	393 (544)	482 (641)
裁定 又は 決定 者数	支給被害者数 (申請者数)	157 (258)	171 (258)	343 (547)	356 (529)	487 (666)
	不支給被害者数 (申請者数)	14 (20)	13 (17)	33 (55)	23 (39)	15 (16)
	計 (申請者数)	171 (278)	184 (275)	376 (602)	379 (568)	502 (682)
裁定・決定金額(百万)		641	696	1,242	1,135	1,421

2 指定被害者支援要員の運用状況を把握する。

指定被害者支援要員数()

	H13.3末現在	H13.12末現在	H14.12末現在	H15.12末現在
要員数	18,008	19,513	20,478	21,377
うち女性	2,786	3,213	3,440	3,733

指定被害者支援要員の運用件数

	12年	13年	14年	15年
運用件数	17,200	26,665	29,930	30,552

指定被害者支援要員とは、専門的な被害者支援を必要とする事案が発生したときに、捜査員とは別に、被害者への付添い等、事件発生直後における被害者支援活動を行う要員として指定されている警察職員をいう。

3 被害者カウンセリング体制の整備状況を把握する。

4 被害者用の事情聴取室等二次的被害を回避・軽減するための環境の整備状況を把握する。

5 関係機関・団体等との連携状況を把握する。

政策所管課：給与厚生課

基本目標 7 情報セキュリティを確保する

業績目標 サイバー犯罪、サイバーテロ対策の推進

(説明)

捜査体制等の整備、産業界等との連携強化等を推進することにより、コンピュータ・ネットワーク上の治安維持を図り、国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用することができるようにする。

評価期間 2年間(平成16年から17年まで)

業績指標

- 1 捜査体制、技術支援体制及び緊急対処体制の整備状況を把握する。
- 2 サイバー犯罪について、その検挙件数を継続的に測定するなどにより、検挙状況を把握する。

サイバー犯罪検挙件数

	12年	13年	14年	15年
検挙件数	913	1,339	1,606	1,849
うちネットワーク利用犯罪	802	1,209	1,471	1,649

不正アクセス行為の認知件数

	12年	13年	14年	15年
認知件数	106	1,253	329	212

- 3 情報セキュリティ水準を向上させるための広報啓発等の活動状況を把握する。

(1) サイバー犯罪等に関する相談受理状況

	12年	13年	14年	15年
相談件数	11,135	17,277	19,329	41,754

(2) 不正アクセス禁止法第6条に基づく援助措置

都道府県公安委員会 による援助措置件数	12年	13年	14年	15年
	6	21	5	4

不正アクセス禁止法第6条に基づく援助措置

都道府県公安委員会が、不正アクセス行為を受けたアクセス管理者に対し、再発を防止するため、不正アクセス行為から防御するため必要な措置が的確に講じられるよう、助言・指導等を行うもの。

- 4 不正アクセス等に関する情報の収集・分析活動の状況を把握する。
- 5 警察職員に対する研修について、実施回数、内容等からその実施状況を把握する。
- 6 諸外国の関係機関、産業界及び重要インフラ事業者等との連携状況を把握する。

参考指標

インターネット利用者数

出典：総務省「平成15年通信利用動向調査」

	11年	12年	13年	14年	15年
利用者数(万人)	2,706	4,708	5,593	6,942	7,730

コンピュータ・ウイルスに関する届出件数

	11年	12年	13年	14年	15年
コンピュータ・ ウイルスに関する 届出件数	3,645	11,109	24,261	20,352	17,425

出典：情報処理振興事業協会セキュリティセンター(IPA/ISEC)

政策所管課：情報技術犯罪対策課・警備企画課・情報技術解析課